

改 正 後	改 正 前
個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項（平成 25 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項に係る部分を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 ただし、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。 （注） エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注）1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（旧措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「⑬」欄及び「⑱」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉒」欄及び「㉔」欄の B の金額を記載します。 (6) 「㉓」欄の外書には、措法 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第 10 条の 2 の 2、旧措法第 10 条の 2 の 2	個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 （注） エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注）1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「⑬」欄及び「⑱」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉒」欄及び「㉔」欄の B の金額を記載します。 (6) 「㉓」欄の外書には、措法 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第 10 条の 2 の 2